

令和元年度第4回自立支援協議会権利擁護部会 議事要旨

1. 開催日時 令和2年1月30日(木)午後1時30分～3時30分

2. 開催場所 市役所4階 S2・3会議室

3. 出席者(委員) *団体名のみ記載

(特非) タオ(サブリーダー)、浦安手をつなぐ親の会、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、浦安市自閉症協会、浦安市聴覚障害者協会、(特非) あいらんど、(特非) 発達わんぱく会、(福) 敬心福祉会、(福) なゆた、(福) 佑啓会、介助ボランティアグループ「あいあい」、千葉県弁護士会京葉支部、(株) オリエンタルランド、千葉県市川健康福祉センター

(事務局) 障がい事業課、障がい福祉課

4. 議事次第

1. 開会

2. 議題

(1) 第4回自立支援協議会の協議内容の報告

(2) 第3回権利擁護部会の振り返り

(3) 第5回障がいのある人もない人も！かがやくまちうらやす 実績報告

(4) 成年後見制度とうらやす成年後見支援センターの取り組みについて

(5) その他

3. 閉会

4. 配布資料

議題(1) 資料1 第4回浦安市自立支援協議会 報告

議題(3) 資料1 第5回障がいのある人もない人も！かがやくまちうらやす実施報告

議題(3) 資料2 障がい者週間に係る啓発の実施報告

議題(3) 資料2別紙 チーバくんを飾るメッセージ

議題(4) 資料 「成年後見制度利用促進」が目指すもの

5. 議事概要

(1) 第4回自立支援協議会の協議内容の報告

■説明(事務局)

令和元年11月28日に開催された自立支援協議会の内容について報告。議題1は各部会からの活動報告、議題2は第七次千葉県障害者計画策定にかかわる意見についてであったことを報告。権利擁護部会からは福祉体験教室の減少について本会にて審議事項とし、子ども部会で議論いただくこととなった旨説明。

■主な意見

特になし

(2) 第3回権利擁護部会の振り返り

■説明（事務局）

前回議題（権利擁護センター上半期実績報告、福祉体験教室の報告、作業部会「若年世代に向けた障がいがある方への理解促進のための啓発活動」）について振り返った。

■主な意見（サ：サブリーダー 委員：委、事務局：事）

特になし

(3) 第5回障がいのある人もない人も！かがやくまちうらやす 実績報告

■説明（事務局）

令和元年11月2日(土)に開催したイベントの実施結果はブース出展18団体、ステージ出演10団体、チラシ配付数6,760枚、クイズラリー参加494名、ヘルプマークカードへのメッセージ記入120名、体験ブース（車椅子体験、白杖体験、片麻痺体験）73名、ボッチャ体験約120名。

障がい者週間中の取り組みとして、広報うらやす12月1日号にて週間の周知とボッチャの特集を掲載した。障がい者週間の12月3日から7日の間、市役所館内アナウンスで来庁者向けに周知アナウンスを行ったほか、庁舎の電光掲示板に「やさしい気持ちを行動に」という掲示をした。また、ヘルプマークカードでチーバくんを飾る展示ブースを市役所1階市民ホールに設け、そこでさらに63枚のメッセージカードが集まった。

■主な意見

特になし

(4) 成年後見制度とうらやす成年後見支援センターの取り組みについて

成年後見制度概要とセンターでの取り組みについて紹介。その後、障がいのある方が成年後見制度を利用する際に課題となることや、後見人とのかかわり方、将来利用を検討するうえで不安に感じていることなど、委員それぞれの立場から意見交換を行った。

■説明（成年後見支援センター）

令和元年10月末現在の浦安市内の成年後見制度利用状況として住民票が浦安市にある制度利用件数が126件。そのうち後見の種類が83件、保佐が33件、補助が10件。本人と後見人の関係別の数を見ると、親族が46件、社会福祉協議会が13件、その他の法人が1件、第三者の後見人が77件。第三者の内訳は弁護士、司法書士、社会福祉士が20数件ずつ。

センターでは、市民や関係機関に対する制度周知や専門職相談の体制整備、権利擁護サポート会議の開催、制度の利用促進、後見支援委員会の開催などを行っている。

来年度は関係者に対する研修もさらに進めていき、身近な人に相談すればしかるべきル

ートに乗って制度につながるというような仕組みをつくりたい。

■主な意見（サ：サブリーダー 委員：委、事務局：事 後見：成年後見支援センター）

委：いったん後見人が決まると変更できないように感じるが、制度として使いづらいのではないか。それは本当に変えられないのか。

後見：メリットを実感できるように運用を改善していこうという流れがあり、どうしても関係性の構築が困難な場合は新たな後見人を立てるといった柔軟な対応がとられることもある。

委：障がい者の場合は、障がい種別や本人が申し立てできるかどうかによってもそれぞれ事情が違う。

委：家族信託は本人や家族の財産面での意向を尊重するという点ではいい制度だが、本人のサービス利用などで「契約行為」が必要な場合は成年後見制度の利用が必要だと言われている。

委：本人の意思より家族の意思が尊重されてしまうと感じる場合があり、成年後見制度を利用されている方は本人の意思決定を支援する機能が働く。

委：成年後見制度を利用することによって得られるメリットについてしっかり周知した方がよい。

委：成年後見支援センターが行っている出前講座を各事業所で活用してほしい。
各事業所が利用者や家族から成年後見について聞かれたときに成年後見支援センターを案内できるようになると周知が進む。

（5）その他

■各委員より

委：傍聴について、作業部会で架空事例の場合でも一律に非公開の扱いは妥当か

事：架空事例であっても、委員の体験談など議論経過で個人情報が出てくる可能性があるため非公開としている。全部会に共通する問題提起なので協議会本会での協議事項とする。

委：今年度から各部会は全文議事録ではなく議事要旨、議事報告の形式になっており、各委員が確認する機会がない。リーダー・サブリーダーの確認を経ているとはいえ、発言内容を確認できないことに納得感が得にくい。

事：全部会に共通する課題なので協議会本会に諮りたい。

委：国がキャッシュレスを推進しているが、障がい特性上キャッシュで払うしか方法がない人もいることに目が行き届く社会にしてほしい。

■事務局より

事：第3回権利擁護部会で福祉体験教室での車いす・白杖体験の減少について議論したが、こども部会で教育委員会に確認したところ、パラスポーツ体験や高齢者体験など、20団体以上が小学校の福祉体験教室に参加していることがわかったことを報告。

事：2月21日開催の発達障がい講演会について各委員に案内。